

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上板町長

市町村名 (市町村コード)	上板町 (364053)
地域名 (地域内農業集落名)	大山地区 ( 神宅・西分・椎本 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

上板町特産品の果樹(柿、桃)の栽培が盛んな大山地区北部及び水田裏作として、洋人参の栽培が盛んな大山地区南部で形成されている。担い手の高齢化や後継者不足等により経営規模の縮小・廃業を余儀なくされる農業者や荒廃化する農地も増えており、樹園地においては深刻化している。担い手を確保するため新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、JA徳島県、生産者で構成された各部会等と連携し、各品目における栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

北部の果樹において、各部会を中心とし、栽培、販売等の調査研究及び技術研修等により栽培技術、品質の向上、販路の拡大を図るとともに、特産品としてさらに町内外へ知らせることににより、魅力ある農業として樹園を引き継ぐ後継者の育成を目指す。また、南部においては、夏場は水稻を中心に、冬場は裏作として洋人参、ブロッコリー、キャベツ(加工用)等の野菜での利用を維持しつつ、今後10年間で、主業から兼業への規模縮小、更に兼業の廃止、相続、売り渡しの申し出等の増加が推測され、利用程度の低下が懸念されている。このため、地域の農用地利用実態を常に把握しながら、併せて、所有者への意向を確認し、認定農業者等担い手による継続的利用の推進に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	296.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、保全・管理等について、地域で慎重な協議を積み重ねる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、認定農業者等の担い手が中心となり農地の集積・集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、中間管理機構への農地の貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積・集約を促進するため、地域の要望や必要性に応じて、圃場整備を視野に基盤整備事業に関する補助事業の活用や地域住民との協議等の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者のみならず、小規模農家も含め農地の担い手となる農業者への支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈や耕耘などの農地管理をシルバー人材センターやJAIに委託し、遊休農地の発生防止を図る。 また、共同機械の導入や作業の受託、共同作業の実施については、関係機関と地域農業者で検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①猟友会・地域内農業者と協力して情報共有を図り、駆除や追い払いを行うとともに、農業者が有害鳥獣による農業被害を防止するために対策設備を購入した場合、その経費の一部を補助することで鳥獣被害の減少を図る。
- ③上板町の認定農業者等を対象に、スマート農業機械等の購入の一部を補助することでスマート農業の推進を図る。
- ⑤果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた圃地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑧農業の規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。
  - ・設置する箇所 ①上板町神宅字西原101番1, 101番2  
②上板町西分字東ツメノ12番1, 13番1  
③上板町神宅字ワサダ11番
  - ・設置する者 ①有限会社 出口種鶏場  
②株式会社 四宮農園  
③株式会社 中江農園
  - ・設置する施設 ①出荷用ターミナル・資材置き場  
②農業用倉庫  
③農業用倉庫